

証券コード 6972  
平成28年3月14日

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号

**エルナー株式会社**

代表取締役 吉田秀俊  
社長執行役員

## 第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月28日（月曜日）午後5時20分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市港北区新横浜三丁目7番地8  
新横浜国際ホテル・マナーハウス南館 2階「チャーチル」
3. 会議の目的事項  
報告事項
  1. 第80期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第80期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.elna.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度(平成27年1月1日～平成27年12月31日)のわが国経済は、政府や日銀の経済政策等の効果がみられるほか、米国経済の回復傾向が継続し、欧州も景気が回復基調で推移しました。しかしながら、中国及び新興国経済の減速や原油価格の下落などから先行き不透明な状況が続いております。

当社の主要分野である車載関連におきましては、北米や欧州が好調に推移したものの、日本においては生産減の影響で前年同期に比べ需要が減少いたしました。

このような状況の中で当社グループの当連結会計年度の業績は、連結売上高308億4千2百万円(前期比2.2%減)、連結営業利益3億4千4百万円(前期比24.2%減)、連結経常損失4億7千7百万円(前期は連結経常損失1億1千2百万円)となり、特別損失に独占禁止法関連損失を計上したほか、繰延税金資産の一部を取り崩したことなどにより連結当期純損失19億7千5百万円(前期は連結当期純損失5億6千5百万円)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

コンデンサ事業におきましては、高付加価値品の拡販や新規顧客の獲得などにより欧米車載関連顧客への売上が増加していることから、連結売上高130億9千8百万円(前期比5.6%増)となり、前期よりも合理化が進んでいるものの市場価格が下がったことなどの影響により、連結営業利益12億9千2百万円(前期比4.6%減)で、営業利益率は9.9%となりました。自動車の電装化の進展などを背景に車載向け耐振動製品の需要拡大に対応するためのマレーシア工場における生産能力増強が完了し、更に同工場のリノベーション投資が完了に近づいております。

プリント回路事業におきましては、日本における自動車の生産減少により受注が前年同期に比べ減少したほか、価格競争も激化していることなどから、連結売上高176億4千4百万円(前期比7.3%減)、連結営業損失9億9千1百万円(前期は連結営業損失9億4千5百万円)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は16億6千1百万円であり、内訳はコンデンサ事業9億3千3百万円、プリント回路事業7億2千7百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達につきましては、長期借入金により47億8百万円を調達し、この資金は借入金返済等に充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、利益体質の強化を図り、世界規模の生存競争に勝ち残る成長戦略の加速をおこなってまいります。

そのために、車載・産業機器・通信関連への注力、高付加価値製品の開発販売強化、高信頼性を維持向上させながらグローバル拠点を拡充、必要リソースを相互活用できる事業提携推進、コスト競争力の強化に取り組んでまいります。

コンデンサ事業におきましては、中期計画の目標以上に業績が進行しているほか、新規車載関連顧客の獲得も進んでいることに加えて資本・業務提携先である太陽誘電株式会社の販売網を活用した当社製品の販売が開始されております。当社グループの主力市場である車載関連分野における更なる電装化による製品需要増加を確実に捉えていくため、海外工場の車載向け製品の生産能力増強を実施したほか、青森工場では今年度より導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサの製造販売を開始し受注が拡大しております。また、更なる生産性改善及び合理化を目的とした工場リノベーションがタイ工場は既に完了しコスト低減効果が表れており、マレーシア工場も3月完了予定となっております。グローバルな販売の拡大、コスト低減等に取り組むとともに太陽誘電株式会社とのシナジー効果を加速させ事業の拡大を進めてまいります。

プリント回路事業におきましては、赤字の要因である海外生産子会社の業績改善に向け生産性改善・品質改善・コスト低減のための諸施策を実施してきた結果、業績は第3四半期後半から確実に回復傾向が続いており、更なる改善諸施策を進行中であります。また、車載関連顧客の海外生産拡大に伴う製品需要増加に対応するための生産体制増強及び生産性向上を目的とした工場リノベーションも2月に完了し3月から本格稼働に入る予定となっております。国内工場においても合理化・生産性改善を抜本的に進行させる構造改革を進めてまい

ります。平成27年度において、国内人員を85名削減しておりますが、この削減人員を含め、本年も合理化のための革新的な設備導入などにより、生産性改善を進めながら前年ピーク人員の20%削減を3月末までに進めております。一方では、今後の事業拡大に向けた車の予防安全機能に使用される基板の拡充、インド市場への事業展開を実施しております。これらによるコスト低減と車載関連需要を確実に取り込み早期に黒字化を目指し事業の拡大を進めてまいります。

なお、当社グループは、コンデンサ製品の取引に関して米国、欧州、中国などの当局による独占禁止法に関する調査を受けております。本件に関し、業界各社が受領した日本の公正取引委員会からの課徴金納付命令及び排除措置命令に関する意見聴取の通知を当社は受領しておりませんが、台湾の公平交易委員会からの課徴金に関する通知を受領していることから特別損失に独占禁止法関連損失を平成27年12月期において計上いたしました。台湾公平交易委員会からの通知につきましては、当社としましては承服し難く、所定の裁判所での行政訴訟により公正な判断を求めてまいります。

株主の皆様には、何とぞご理解を頂き、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 77 期 (平成24年) (12月期)	第 78 期 (平成25年) (12月期)	第 79 期 (平成26年) (12月期)	第 80 期 (平成27年) (12月期)
売 上 高	28,778	28,803	31,529	30,842
営 業 利 益	939	278	454	344
経 常 利 益 経 常 損 失	404 —	— 387	— 112	— 477
当 期 純 利 益 当 期 純 損 失	529 —	— 533	— 565	— 1,975
1株当たり当期純利益 1株当たり当期純損失	12円01銭 —	— 12円82銭	— 13円59銭	— 46円73銭
総 資 産	24,543	26,275	25,981	24,873
純 資 産	4,294	3,811	3,061	1,703

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

## ①重要な親会社の状況

該当する事項はありません。

## ②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 持 株 比 率	主 要 な 事 業 内 容
エルナー東北株式会社	千円 450,000	100.0 %	アルミ電解コンデンサ・電気二重層コンデンサの製造、プリント配線板の製造
TANIN ELNA CO., LTD.	千パーツ 350,000	100.0	アルミ電解コンデンサ・電気二重層コンデンサの製造販売
ELNA ELECTRONICS(S) PTE. LTD.	千シンガポールドル 2,300	100.0	電子部品の販売
ELNA PCB(M) SDN. BHD.	千マレーシアドル 18,240	76.8	プリント配線板の製造販売
ELNA-SONIC SDN. BHD.	千マレーシアドル 21,605	100.0	アルミ電解コンデンサの製造販売

(注) TANIN ELNA CO., LTD. およびELNA-SONIC SDN. BHD. に対する当社の持株比率には、当社の子会社を通じての間接所有分を含みます。

- ③事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

部 門	営 業 品 目
コ ン デ ン サ 事 業	アルミ電解コンデンサ、電気二重層コンデンサ
プ リ ン ト 回 路 事 業	ビルドアッププリント配線板、多層プリント配線板、両面プリント配線板

(8) 主要な事業所・営業所（平成27年12月31日現在）

①当社関係

名 称	所 在 地 等
本 社	横浜市港北区新横浜三丁目8番11号
事 業 所	福島県西郷村（コンデンサ技術センター） 滋賀県長浜市（プリント配線板製造）
営 業 所	横浜市、大阪市、愛知県安城市

②子会社関係

種 別	会 社 名	所 在 地
製 造	エルナー東北株式会社	青森県黒石市（青森工場） 福島県西郷村（白河工場）
	TANIN ELNA CO., LTD.	タイ
	ELNA PCB(M) SDN. BHD.	マレーシア
	ELNA-SONIC SDN. BHD.	
販 売	ELNA ELECTRONICS(S) PTE. LTD.	シンガポール

(9) 従業員の状況（平成27年12月31日現在）

①企業集団の従業員数

部 門	従 業 員 数(名)
コ ン デ ン サ 事 業	1,565
プ リ ン ト 回 路 事 業	1,129
全 社 (共 通)	28
合 計	2,722

(注) 上記のほか、パートタイマー41名がおります。

②当社の従業員数

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
508	減73	39.8	15.0

(注) 1) 上記のほか、パートタイマー32名がおります。

2) 従業員数の主な減少は、収益力強化を目的に生産体制の最適化を図るため、滋賀工場の人員を削減したことによるものであります。

(10) 主要な借入先（平成27年12月31日現在）

借 入 先	借 入 額(百万円)
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン	
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,806
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	985
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	433
株 式 会 社 横 浜 銀 行	259
シンジケートローン合計	3,485
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,448
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	1,429
株 式 会 社 横 浜 銀 行	1,270
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,228
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	894
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	716

(注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとする金融機関で組成されております。

- (11) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当する事項はありません。
- (12) 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当する事項はありません。
- (13) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継  
該当する事項はありません。
- (14) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当する事項はありません。
- (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、当連結会計年度において連結経常損失を計上したこと及び当連結会計年度末における連結純資産の金額が一定の水準を下回ったことにより、シンジケーション方式による金銭消費貸借契約における財務制限条項に抵触している状況にあったため、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しておりました。しかしながら、シンジケートローンに参加する全ての金融機関より、期限の利益喪失の権利行使をしない旨の同意を得ており、既に当該重要事象等を解消するための対応策を実施したことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められません。

このような事象又は状況に対処すべく、(4)対処すべき課題 に記載した対応策を着実に実行し、安定的な利益成長と財務体質の強化の実現を目指してまいります。



## 2. 会社の株式に関する事項（平成27年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 82,800,000株  
     うち普通株式 67,800,000株  
     A種優先株式 15,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 71,641,458株  
     うち普通株式 56,641,458株（自己株式23,336株を含みます。）  
     A種優先株式 15,000,000株（自己株式）
- (3) 株主数 普通株式 4,062名  
     A種優先株式 1名

(注) A種優先株式は、株主から取得請求権の行使がなされ、当社は平成27年12月16日をもって普通株式15,000,000株の発行と引き換えにこれを取得しました。その後、当社は平成28年2月29日をもって会社法第178条の規定に基づき、A種優先株式について自己株式の消却を行いました。

### (4) 大株主

株 主 名	持 株 数(千株)	持株比率(%)
太 陽 誘 電 株 式 会 社	普 通 株 式 15,000	26.49
旭 硝 子 株 式 会 社	普 通 株 式 6,653	11.75
伯 東 株 式 会 社	普 通 株 式 1,738	3.07
五 味 大 輔	普 通 株 式 1,500	2.65
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	普 通 株 式 1,256	2.22
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	普 通 株 式 700	1.24
新 木 産 業 株 式 会 社	普 通 株 式 591	1.04
立 花 証 券 株 式 会 社	普 通 株 式 541	0.96
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	普 通 株 式 530	0.94
松 井 証 券 株 式 会 社	普 通 株 式 529	0.93

(注) 持株比率は、普通株式の自己株式(23,336株)およびA種優先株式の自己株式(15,000,000株)を除いた発行済株式により算出しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
     該当する事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

決議年月日	平成24年3月29日 株主総会決議及び 平成24年4月11日 取締役会決議	平成24年3月29日 株主総会決議及び 平成25年2月27日 取締役会決議
役員保有状況 うち当社取締役（社外取締役除く）	330個（3名） 330個（3名）	130個（3名） 130個（3名）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	330,000株	130,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり129円	1株当たり118円
新株予約権の行使期間	平成26年4月27日から 平成34年4月26日まで	平成27年3月16日から 平成35年2月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 129円 資本組入額 65円	発行価格 118円 資本組入額 59円
新株予約権の行使の条件	(注)	(注)

(注) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人に承継される。ただし別途定める条件に従う場合に限り承継者は本新株予約権を行使できる。本新株予約権の第三者に対する譲渡、質権の設定その他一切の処分行為をすることができないものとする。  
その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当する事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当する事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	会社における地位および担当	重要な兼職の状況
吉田 秀俊	代表取締役 社長執行役員	
安藤 正直	取締役 上席執行役員 財務経理部長、プリント回路事業本部副本部長	ELNA PCB(M) SDN. BHD. 取締役
多田井 督雄	取締役 上席執行役員 コンデンサ事業本部長	ELNA ELECTRONICS(S) PTE. LTD. 代表取締役、TANIN ELNA CO., LTD. 代表取締役、ELNA-SONIC SDN. BHD. 取締役
村田 健一郎	取締役 執行役員 経営企画部長	エルナーエナジー株式会社 代表取締役
福田 智光	取締役	
篠原 英美	取締役	
風早 健史	常勤監査役	
木村 公彦	監査役	
園田 了詳	監査役	

- (注) 1) 取締役福田智光、篠原英美の両氏は社外取締役であります。  
 2) 監査役風早健史、木村公彦の両氏は社外監査役であります。  
 3) 社外監査役2名は、財務・会計を含めた幅広い業務経験と豊富な知見を有しております。  
 4) 社外取締役・社外監査役の兼職の状況につきましては、後記(5)をご参照願います。  
 5) 当社は取締役篠原英美、監査役風早健史の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

##### (2) 当事業年度中における取締役および監査役の異動

- ① 平成27年3月27日開催の第79回定時株主総会において、新たに村田健一郎、福田智光、篠原英美の各氏が取締役に、風早健史氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
- ② 同定時株主総会終結の時をもって監査役大坪健雄氏が任期満了により退任いたしました。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外役員との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役である福田智光、篠原英美の両氏、社外監査役である風早健史、木村公彦の両氏との間で、当該責任限定契約を締結しており、その契約内容は次の通りであります。

すなわち、社外取締役または社外監査役としての任務を懈怠したことにより当社に損害が生じた場合、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項および同法第425条第1項により定められる金額を上限として、その責任を負います。

### (4) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 員	支 給 総 額
取 締 役	5名	40百万円
監 査 役	4名	19百万円
合 計	9名	60百万円

- (注) 1) 上表には、平成27年3月27日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。なお、無報酬の取締役1名は除いております。
- 2) 取締役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第71回定時株主総会において年額80百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。なお、ストックオプションによる報酬は別枠としております。
- 3) 監査役報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第71回定時株主総会において年額24百万円以内と決議いただいております。
- 4) 上表のうち、社外取締役および社外監査役に対する報酬の総額は4名15百万円であります。
- 5) 上表の支給総額には、当該事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。
- 6) 上表のほか、平成27年3月27日開催の第79回定時株主総会決議に基づき、退任監査役2名に対し3百万円（退任監査役はいずれも社外監査役）の役員退職慰労金を支給しております。この金額には、過年度の事業報告において監査役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労金の繰入額3百万円が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役福田智光氏は、太陽誘電株式会社において執行役員経営企画本部経営戦略室室長を兼任しております。太陽誘電株式会社は当社の普通株式の26.49%を保有しております。

監査役木村公彦氏は、旭硝子株式会社経営企画部戦略企画室において統括主幹を兼任しております。旭硝子株式会社は当社の普通株式の11.75%を保有しております。

②当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況および発言の状況

当事業年度の取締役会には、取締役福田智光氏が13回中11回、取締役篠原英美氏が13回中13回、監査役風早健史氏が13回中13回、監査役木村公彦氏が17回中15回、監査役大坪健雄氏が4回中4回出席し、適宜意見を述べております。

また、当事業年度の監査役会には、監査役風早健史氏が3回中3回、監査役木村公彦氏が5回中4回、監査役大坪健雄氏が2回中2回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

(注) 事業年度中に就任もしくは退任あるいは辞任いたしました社外取締役および社外監査役の取締役会ならびに監査役会の出席状況については、各氏が社外取締役および社外監査役に就任もしくは退任あるいは辞任するまでの状況であります。

## 5. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称（平成27年12月31日現在）

新日本有限責任監査法人

- (2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	38百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

- (注) 1) 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務方針」を踏まえ、監査計画の内容及び職務遂行状況並びに報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
- 2) 前記1.(6)②の重要な子会社のうち海外子会社4社は当社の会計監査人以外の監査法人の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令を含む）を受けております。
- 3) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分することができないため、合計額を記載しております。

- (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

- (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月  
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・ 業務改善命令 (業務管理体制の改善)

## 6. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役会において決議した事項の概要は次のとおりです。

- ①事業報告作成会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

企業としての社会的信頼に応え、企業倫理、法令順守の基本姿勢を明確にすべく、法令、企業倫理に沿った行動を徹底するために「エルナーグループ行動原則および行動基準」に基づき教育・研修等の徹底を図る。

コンプライアンスに関わる通報や相談に対応するため社内窓口に加え、弁護士事務所にも通報・相談窓口（ヘルプライン）を設置する等、コンプライアンス体制推進に関する施策の企画と実行管理を行い、その実効性確保に努める。

- ②事業報告作成会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法令および「文書管理規定」に基づき重要書類・情報の保存、管理を行うとともに、重要書類・情報の機密保持については、個人情報保護および企業秘密管理の重要性に鑑み徹底を図る。

取締役および監査役は必要に応じてこれらの文書を閲覧できるものとする。

- ③事業報告作成会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

経営成績および財政状態に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクについて各担当部門を中心に常時把握に努め、必要に応じ会計監査人、顧問弁護士等の助言を受け、取締役会、経営会議に報告、審議を実施する。

「リスク管理規定」に基づき、実効的なリスク管理を行う。



④事業報告作成会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会による中期計画の策定と各部門の目標および具体的な業績管理指標の設定を行い、定時あるいは臨時取締役会において、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行の状況の監督を行うとともに業績の管理と対策を実施する。

「職制および職務権限規定」に基づく職務分掌、職務権限による意思決定ルールに従い職務を執行する。

⑤a. からd. に掲げる体制その他の事業報告作成会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 事業報告作成会社の子会社の取締役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の当該事業報告作成会社への報告に関する体制
- b. 事業報告作成会社の子会社の損失の危険の管理に関する規定その他体制
- c. 事業報告作成会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- d. 事業報告作成会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

子会社、関連会社（以下、グループ会社という。）の役員、従業員についても当社の「エルナーグループ行動原則および行動基準」を適用し、グループ全社にわたりコンプライアンスの徹底を図っていく。

グループ会社においても、「職制および職務権限規定」に定めたグループ会社共通の職務権限に基づき、一定の重要事項については、当社ならびに当社取締役会において審議、決裁することにより業務執行の適正を確保する。

- ⑥事業報告作成会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の事業報告作成会社の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、その必要性について、担当取締役と監査役が協議し、決定する。

当該使用人の異動、評価、懲戒処分等については、監査役の同意を要することとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

- ⑦事業報告作成会社の監査役の⑥の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人は監査役の指揮命令下に置き、労務管理を行うものとし、その人事についても任命・賃金等含め監査役会と事前に協議を行い、同意の得た上で決定する。

- ⑧下記のa. およびb. に掲げる体制その他の事業報告作成会社の監査役への報告に関する体制

a. 当該事業報告作成会社の取締役および使用人が当該事業報告作成会社の監査役に報告するための体制

b. 当該事業報告作成会社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当該事業報告作成会社の監査役に報告するための体制

当社の取締役および使用人は、事業報告作成会社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは速やかに適切な報告を行う。

当社またはグループ会社の取締役および使用人は、法令等の違反行為、当社またはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を発見した場合には、社内規定の定めに従い、所定の体制において直ちに監査役に報告する。

- ⑨上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

企業倫理・法令遵守に関し、それに関する問題点・課題を早期に発見し迅速に対応することを企業原則とし、それを是とした企業の行動様式をグループ全社にわたり知らしめることで、当該報告者への不利な取扱いを排除し、規律と秩序のある体制の維持を図る。

- ⑩事業報告作成会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

- ⑪その他事業報告作成会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会、経営会議等の重要な会議には監査役が出席し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。

代表取締役と監査役の会合を定期的で開催する。

内部監査担当と監査役の会合を定期的で開催し、監査役が、内部監査の実施計画およびその結果等の情報を入手できる体制をとる。

第80期事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下の通りです。

①当社およびグループ会社のコンプライアンス

- a. コンプライアンス意識の向上と、人権と企業倫理への見識を深めるため、当社およびグループ会社の管理職ならびに従業員を対象にコンプライアンス研修を平成27年6月から11月まで実施致しました。
- b. また、当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、名目の如何を問わず、反社会的勢力に対し、経済的利益を含む一切の利益を供与しないことを基本方針としております。

②コンプライアンス推進委員会の開催

平成27年度においては当社経営陣を中心として構成されるコンプライアンス推進委員会を定時開催し、この推進委員会の事務局による当社およびグループ会社の工場監査を年2回実施し、環境、品質、安全衛生に関する監査と課題設定を行い、現場における改善活動に関し、関係部署が協力して組織的かつ速やかな対応を図っております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。

○以上のご報告は、記載金額、株式数については単位未満を切捨て、比率については四捨五入により、表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>14,751</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>16,898</b>
現金及び預金	2,839	支払手形及び買掛金	5,566
受取手形及び売掛金	5,814	短期借入金	5,915
商品及び製品	2,231	1年以内に返済する長期借入金	3,907
仕掛品	1,655	リース債務	190
原材料及び貯蔵品	1,686	未払法人税等	139
繰延税金資産	32	設備関係支払手形	92
その他	501	その他	1,086
貸倒引当金	△9	<b>固 定 負 債</b>	<b>6,272</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>10,122</b>	長期借入金	3,877
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>9,620</b>	リース債務	406
建物及び構築物	3,111	繰延税金負債	81
機械装置及び運搬具	2,694	再評価に係る繰延税金負債	142
工具器具備品	544	退職給付に係る負債	1,279
土地	2,173	役員退職慰労引当金	2
リース資産	691	その他	481
建設仮勘定	405	<b>負 債 合 計</b>	<b>23,170</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>129</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
借地権	95	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,581</b>
施設利用権	12	資本金	3,511
その他	21	資本剰余金	498
<b>投資その他の資産</b>	<b>371</b>	利益剰余金	△2,424
投資有価証券	93	自己株式	△4
長期貸付金	8	その他の包括利益累計額	98
長期未収入金	81	その他有価証券評価差額金	16
繰延税金資産	112	土地再評価差額金	301
その他	77	為替換算調整勘定	△223
貸倒引当金	△1	退職給付に係る調整累計額	4
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>23</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,703</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>24,873</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>24,873</b>

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成27年1月1日から  
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		30,842
売 上 原 価		27,398
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>3,444</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,099
<b>営 業 利 益</b>		<b>344</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
為 替 差 益	50	
そ の 他	23	79
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	667	
そ の 他	233	901
<b>経 常 損 失 ( △ )</b>		<b>△477</b>
特 別 利 益		
固 定 資 産 処 分 益	10	10
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	8	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	11	
独 占 禁 止 法 関 連 損 失	910	930
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 ( △ )</b>		<b>△1,397</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	181	
法 人 税 等 調 整 額	396	578
<b>少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失 ( △ )</b>		<b>△1,975</b>
<b>当 期 純 損 失 ( △ )</b>		<b>△1,975</b>

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から  
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成27年1月1日残高	3,511	498	△448	△4	3,557
連結会計年度中の変動額					
当期純損失(△)			△1,975		△1,975
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)					
連結会計年度中 の変動額合計	—	—	△1,975	△0	△1,975
平成27年12月31日残高	3,511	498	△2,424	△4	1,581

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 子 株 純 資 産 約 権 合 計	株 主 資 本 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
平成27年1月1日残高	10	288	△743	△74	△518	23	3,061
連結会計年度中の変動額							
当期純損失(△)							△1,975
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	5	12	519	78	617	—	617
連結会計年度中 の変動額合計	5	12	519	78	617	—	△1,358
平成27年12月31日残高	16	301	△223	4	98	23	1,703

## 【連結注記表】

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 9社

エルナー東北㈱、エルナー松本㈱、エルナーエナジー㈱、ELNA AMERICA, INC.、  
ELNA ELECTRONICS(S) PTE. LTD.、TANIN ELNA CO., LTD.、ELNA PCB(M) SDN. BHD.、  
ELNA-SONIC SDN. BHD.、愛陸電子貿易(上海)有限公司

#### (2) 非連結子会社の数

該当事項はありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用会社

該当事項はありません。

#### (2) 持分法非適用会社

関連会社 立揚電子(BVI)有限公司の1社

持分法を適用していない理由

持分法非適用会社は、当期純損益および利益剰余金に与える影響が軽微であり重要性がないことから、持分法の適用の範囲から除外しております。

### 3. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

##### ② デリバティブ

時価法

##### ③ たな卸資産

主として、製品・仕掛品については総平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)、仕入製品・原材料については移動平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)、貯蔵品については最終仕入原価法に基づく原価法により評価しております。



(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として、定額法によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

主として、定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えて当社は内規に基づく要支給額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

(5) のれんの償却に関する事項

5年間で均等償却しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(8) 連結納税制度の適用

当社及び国内連結子会社は連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更いたしました。

なお、この変更に伴う期首の利益剰余金及び損益に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において特別損失に表示しておりました「弁護士報酬等」は、内容の類似性を考慮し、当連結会計年度より特別損失の「独占禁止法関連損失」に含めて表示することとしました。

(連結貸借対照表関係)

1. 担保に供している資産

建物	1,740百万円
土地	1,916百万円

上記に対応する債務

手形割引	98百万円
短期借入金	330百万円
1年以内に返済する長期借入金	2,199百万円
長期借入金	2,587百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 25,745百万円

3. 受取手形割引高 313百万円

うち、期末日（銀行休業日）期日の手形で

手形交換日に決済処理した受取手形割引高 75百万円

4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金301百万円、再評価に係る繰延税金負債142百万円を計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年12月31日

当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 61百万円

当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 505百万円

なお、当該事業用土地の平成27年12月31日における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額の合計額を250百万円下回っております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」に合理的な調整を行って算出しております。

(連結損益計算書関係)

独占禁止法関連損失

課徴金	280百万円
弁護士報酬等	630百万円
計	910百万円

当社グループは、コンデンサ製品の取引に関して米国、欧州、中国などの当局による調査を受けております。

本件に対し、平成27年12月21日に台湾の公平交易委員会（The Fair Trade Commission）より、当社に対して7,660万台湾ドル（約280百万円）の課徴金を課すとの文書を受領したこともあり、立入検査及び各国の当局による調査に対応するための弁護士報酬等の費用も含め、特別損失に独占禁止法関連損失として計上しております。なお、課徴金につきましては、承服し難く、所定の裁判所での行政訴訟により公正な判断を求めてまいります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計 年度末株式数
普通株式	41,641,458 <sup>株</sup>	15,000,000 <sup>株</sup>	—	56,641,458 <sup>株</sup>
A種優先株式	15,000,000	—	—	15,000,000
合計	56,641,458	15,000,000	—	71,641,458

(注) 普通株式の増加15,000,000株は、A種優先株主からの転換請求権の行使により普通株式を発行したものであります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計 年度末株式数
普通株式	22,426 <sup>株</sup>	910 <sup>株</sup>	—	23,336 <sup>株</sup>
A種優先株式	—	15,000,000	—	15,000,000
合計	22,426	15,000,910	—	15,023,336

(注) 1. 普通株式の増加910株は、単元未満株式の買い取りであります。

2. A種優先株式の増加15,000,000株は、A種優先株主からの転換請求権の行使によりA種優先株式を取得したものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

平成24年3月29日開催の定時株主総会決議及び平成24年4月11日開催の取締役会決議によるストックオプション

普通株式 340,000株

平成24年3月29日開催の定時株主総会決議及び平成25年2月27日開催の取締役会決議によるストックオプション

普通株式 130,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、また、資金調達については金融機関からの借入等により調達しております。デリバティブ取引については為替変動リスクおよび金利変動リスクを回避するために利用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、与信管理規定に従い管理し、リスクの軽減を図っております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動に晒されておりますが、定期的に株価や発行体(取引先企業)の財務内容等を把握し、また発行体(取引先企業)との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

支払手形及び買掛金は1年以内の支払い期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に借入金返済や設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されており、外貨建ての借入金は為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務および外貨建ての借入金に係る為替の変動リスク並びに借入金に係る金利の変動リスクに対するヘッジを目的に、実需の範囲内で為替予約取引および通貨スワップ取引並びに金利スワップ取引を行っております。デリバティブ取引については、社内ルールに基づき実行および管理を行っており、その利用にあたっては、主要な金融機関と取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されますが、半期および月次に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（(注2)参照）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,839	2,839	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,814	5,814	—
(3) 投資有価証券	71	71	—
資産計	8,726	8,726	—
(1) 支払手形及び買掛金	5,566	5,566	—
(2) 短期借入金	5,915	5,915	—
(3) 長期借入金	7,785	7,784	△0
負債計	19,267	19,266	△0
デリバティブ取引(※)	205	205	—

(※) デリバティブ取引は、債権・債務を差し引いた合計を表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資産

#### (1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 投資有価証券

これらの時価は、株式は取引所の価格によっております。

#### 負債

#### (1) 支払手形及び買掛金、並びに(2)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、1年以内に返済する長期借入金は、長期借入金に含めて時価を表示しております。

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないものの時価は、金融機関から提示された価格によっております。

②ヘッジ会計が適用されているもの

為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価を含めて記載しております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価を含めて記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	21

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

29円67銭

1株当たり当期純損失(△)

△46円73銭

# 貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>14,772</b>	<b>流動負債</b>	<b>15,047</b>
現金及び預金	1,326	支払手形	3,366
受取手形	130	買掛金	2,931
売掛金	6,386	短期借入金	4,235
商品及び製品	920	1年以内に返済する長期借入金	3,587
仕掛品	1,006	リース債務	151
原材料及び貯蔵品	375	未払金	211
関係会社短期貸付金	8,064	未払費用	427
未収入金	468	未払法人税等	11
その他	145	未払預り金	10
貸倒引当金	△4,051	設備支払手形	92
<b>固定資産</b>	<b>6,074</b>	資産除去債務	22
<b>有形固定資産</b>	<b>4,209</b>	その他	0
建物	1,567	<b>固定負債</b>	<b>5,137</b>
構築物	114	長期借入金	3,553
機械及び装置	407	リース債務	92
車両運搬具	4	繰延税金負債	7
工具器具備品	68	再評価に係る繰延税金負債	142
土地	1,815	退職給付引当金	933
一ス資産	215	役員退職慰勞引当金	2
建設仮勘定	14	関係会社損失引当金	37
<b>無形固定資産</b>	<b>27</b>	その他	367
施設利用権	8	<b>負債合計</b>	<b>20,184</b>
特許権	0	<b>純資産の部</b>	
ソフトウエア	2	株主資本	320
リース資産	15	資本剰余金	3,511
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,837</b>	資本剰余金	498
投資有価証券	93	資本準備金	498
関係会社株式	991	利益剰余金	△3,684
関係会社長期貸付金	621	利益準備金	381
関係会社長期未収入金	81	その他利益剰余金	△4,065
その他	51	繰越利益剰余金	△4,065
貸倒引当金	△1	自己株式	△4
		評価・換算差額等	317
		その他有価証券評価差額金	16
		土地再評価差額金	301
		新株予約権	23
		<b>純資産合計</b>	<b>661</b>
<b>資産合計</b>	<b>20,846</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>20,846</b>



# 損 益 計 算 書

(平成27年1月1日から)  
(平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		28,035
売 上 原 価		26,863
売 上 総 利 益		1,172
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,140
営 業 損 失 ( △ )		△967
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	350	
受 取 配 当 金	215	
受 入 家 賃 及 び 賃 貸 料	79	
そ の 他	19	664
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	515	
債 権 譲 渡 損	24	
貸 与 資 産 償 却 費	72	
そ の 他	153	764
経 常 損 失 ( △ )		△1,067
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	1	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	11	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	88	
独 占 禁 止 法 関 連 損 失	646	
関 係 会 社 損 失 引 当 金 繰 入 額	37	784
税 引 前 当 期 純 損 失 ( △ )		△1,852
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△68	
法 人 税 等 調 整 額	426	358
当 期 純 損 失 ( △ )		△2,210

## 株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から  
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成27年1月1日残高	3,511	498	498
事業年度中の変動額			
当期純損失(△)			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	—	—	—
平成27年12月31日残高	3,511	498	498

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
平成27年1月1日残高	381	△1,855	△1,474	△4	2,531
事業年度中の変動額					
当期純損失(△)		△2,210	△2,210		△2,210
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	△2,210	△2,210	△0	△2,210
平成27年12月31日残高	381	△4,065	△3,684	△4	320

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
平成27年1月1日残高	10	288	299	23	2,853
事業年度中の変動額					
当期純損失(△)					△2,210
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	5	12	18	—	18
事業年度中の変動額合計	5	12	18	—	△2,192
平成27年12月31日残高	16	301	317	23	661

## 【個別注記表】

(重要な会計方針に係る事項)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品

総平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

仕入製品・原材料

移動平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により費用処理しております。

- (3) 役員退職慰労引当金  
役員退職慰労金支給に備えて、内規に基づく要支給額を計上しております。
  - (4) 関係会社損失引当金  
関係会社の事業に伴う損失に備えるため、財政状態等を勘案して、損失見込額を計上しております。
4. ヘッジ会計の方法  
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (1) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
  - (2) 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用しております。
  - (3) 退職給付に係る会計処理  
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を従業員平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更いたしました。

なお、この変更に伴う期首の利益剰余金及び損益に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において特別損失に表示しておりました「弁護士報酬等」は、内容の類似性を考慮し、当事業年度より特別損失の「独占禁止法関連損失」に含めて表示することとしました。

(貸借対照表関係)

1. 担保に供している資産	
建物	1,506百万円
土地	1,650百万円
上記に対応する債務	
手形割引	63百万円
1年以内に返済する長期借入金	1,520百万円
長期借入金	1,586百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	10,879百万円
3. 保証債務	
関係会社の銀行借入等に対する保証額	2,204百万円
4. 受取手形割引高	313百万円
うち、期末日（銀行休業日）期日の手形で 手形交換日に決済処理した受取手形割引高	75百万円
5. 関係会社に対する金銭債権または債務	
関係会社に対する短期金銭債権	11,915百万円
関係会社に対する短期金銭債務	2,349百万円
関係会社に対する長期金銭債権	702百万円
6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金301百万円、再評価に係る繰延税金負債142百万円を計上しております。	
再評価を行った年月日	平成11年12月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	61百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	505百万円

なお、当該事業用土地の平成27年12月31日における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額の合計額を250百万円下回っております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」に合理的な調整を行って算出しております。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

売上高	12,229百万円
仕入高	11,433百万円
営業取引以外の取引高	6,021百万円

2. 独占禁止法関連損失

課徴金	280百万円
弁護士報酬等	366百万円
計	646百万円

当社は、コンデンサ製品の取引に関して米国、欧州、中国などの当局による調査を受けております。

本件に対し、平成27年12月21日に台湾の公平交易委員会 (The Fair Trade Commission) より、当社に対して7,660万台湾ドル (約280百万円) の課徴金を課すとの文書を受領したこともあり、立入検査及び各国の当局による調査に対応するための弁護士報酬等の費用も含め、特別損失に独占禁止法関連損失として計上しております。なお、課徴金につきましては、承服し難く、所定の裁判所での行政訴訟により公正な判断を求めてまいります。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	増 加 株 式 数	減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数
普 通 株 式	22,426株	910株	—	23,336株
A 種 優 先 株 式	—	15,000,000	—	15,000,000
合 計	22,426	15,000,910	—	15,023,336

(注) 1. 普通株式の増加910株は、単元未満株式の買い取りであります。

2. A種優先株式の増加15,000,000株は、A種優先株主からの転換請求権の行使によりA種優先株式を取得したものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	306百万円
貸倒引当金	1,329百万円
関係会社損失引当金	12百万円
たな卸資産評価損	47百万円
関係会社株式評価損	846百万円
繰越欠損金	680百万円
その他	13百万円
<hr/>	
小計	3,235百万円
評価性引当額	△3,235百万円
繰延税金負債との相殺	一百万円
<hr/>	
繰延税金資産合計	一百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	7百万円
<hr/>	
小計	7百万円
評価性引当額	一百万円
繰延税金資産との相殺	一百万円
<hr/>	
繰延税金負債合計	7百万円

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算には、改正後の税率を適用した法定実効税率を使用しております。

なお、この税率変更に伴う影響は軽微であります。



(関連当事者との取引に関する注記)  
子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称 又は氏名	議決権の 所有割合又は 被所有割合		関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		所有 割合 (%)	被所有 割合 (%)					
子会社	エルナー 東北(株)	100	—	当社製品の 製造 当社の土地 建物及び設 備の賃貸 役員の兼任	製品の仕入	1,347	支払手形	254
					材料等の仕入	2,754	買掛金	358
					賃貸料の受取	91	未収入金	221
					材料等の支給	1,841		
					貸付金の回収	278	長期 貸付金	418
子会社	エルナー エナジー (株)	100	—	当社の土地 建物の賃貸 役員の兼任	債務保証	348	—	—
子会社	ELNA ELECTRO NICS (S) PTE. LTD.	100	—	当社製品の 販売 役員の兼任	製品の販売	10,145	売掛金	2,864
子会社	TANIN ELNA CO., LTD.	100 (0.0)	—	当社製品の 製造 役員の兼任	製品の販売	1,374	売掛金	257
					製品の仕入	5,577	買掛金	795
					資金の貸付	1,304	短期 貸付金	1,230
					貸付金の回収	903	長期 貸付金	30
					債務保証	653	—	—
子会社	ELNA-SONIC SDN. BHD.	100 (24.0)	—	当社製品の 製造 役員の兼任	製品の仕入	3,448	買掛金	742
					債務保証	140	—	—

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権の 所有割合又は 被所有割合		関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		所有 割合 (%)	被所有 割合 (%)					
子会社	ELNA PCB (M) SDN. BHD.	76.8	—	当社製品の 製造販売 役員の兼任	製品の販売	293	売掛金	217
					利息の受取	289	未収入金	201
					材料等の支給	84		
					資金の貸付	6,802	短期 貸付金	6,813
					貸付金の回収	5,223		
債務保証	844	—	—					

- (注) 1. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 原材料の販売価格及び製品の購入価格は、市場価格を勘案し、一般取引と同様に決定しております。
- (2) 賃貸料は、市場実勢及び実際発生費用を勘案して決定しております。
- (3) 貸付金利は、市場金利を勘案し決定しております。
- (4) 当社は、子会社の銀行借入等に対して債務保証を行っております。
3. 当社は、子会社に対し、合計4,051百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において合計238百万円の貸倒引当金繰入額を販売費及び一般管理費に計上しております。
4. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	11円28銭
1 株当たり当期純損失(△)	△52円29銭

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月12日

エルナー株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北川 卓哉 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森田 高弘 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エルナー株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エルナー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月12日

エルナー株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 北川卓哉 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 森田高弘 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エルナー株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めてまいりました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月19日

エルナー株式会社 監査役会

常勤監査役	風	早	健	史	Ⓔ
社外監査役	木	村	公	彦	Ⓔ
監査役	園	田	了	詳	Ⓔ

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社が平成18年度に発行したA種優先株式については、当該株式の株主である太陽誘電株式会社より会社法第166条の定めに基づく取得請求権の行使があり、当社は普通株式の発行と引き換えにこれを取得しました。その後当社は会社法第178条の定めに基づきA種優先株式の消却を実施し、当該株式は発行の目的を完了しました。これに伴い、A種優先株式に関連する定款の規定を削除するものであります。(第6条、第10条の2～第10条の7、第16条の2)
- (2) 上記(1)の取得請求権の行使および普通株式の発行により、当社の発行済株式総数は、定款に定めた発行可能株式総数の上限に近づいております(発行可能株式総数に対する割合は約86.5%)。そこで当社グループの将来の事業拡大に備えた機動的かつ柔軟な資本政策の実現を可能とするために、現在の発行済株式総数の約2.6倍に相当する発行可能株式総数の拡幅を行うものであります。(第6条)
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、関連する定款の規定の変更を行うものであります。(第27条(2)、第35条(2))

なお、第27条の変更を行うことにつきましては、監査役全員の同意を得ております。

## 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第6条（発行可能株式総数）</p> <p>当社の発行可能株式総数は、8,280万株とし、このうち6,780万株は普通株式の発行可能種類株式総数、1,500万株はA種優先株式の発行可能種類株式総数とする。</p>	<p>第6条（発行可能株式総数）</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>1億5,000万株</u>とする。</p>
現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第10条の2（A種優先配当金）</p> <p>(1) 当社は、剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式（以下、「普通株式」という。）を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき2円（以下、「A種年間優先配当額」という。）に、当該基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの日数を乗じ365（当該事業年度が閏年の場合には366とする。）で除して得られる割合を乗じた額の配当（以下、「A種優先配当」という。）をする。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当をしたときは、かかるA種優先配当の累積額を控除した額とする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

<p><u>(2)ある事業年度において、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対してした剰余金の配当の額がA種年間優先配当額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p><u>(3) A種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては、A種年間優先配当額を超えて剰余金の配当をしない。ただし、当社が吸収分割をする場合において会社法（平成17年法律第86号）第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定する剰余金の配当をするとき、または当社が新設分割をする場合において同法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定する剰余金の配当をするときに、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種年間優先配当額を配当した後に、普通株主または普通登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同時に、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの剰余金の配当額と同一額の配当をする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>現 行 定 款</p>	<p>変 更 定 款 案</p>
<p><u>第10条の3（残余財産の分配）</u></p> <p><u>(1)当会社の残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき100円を支払う。</u></p> <p><u>(2) A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>



現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第10条の4（議決権）</p> <p><u>A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第10条の5（転換請求権）</p> <p><u>A種優先株主は、下記の転換請求期間中、下記に定める転換の条件で、当会社に対して、A種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当会社は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、当会社の普通株式を当該A種優先株主に対して交付する（以下「転換」という。）ものとする。</u></p> <p>①転換請求期間</p> <p><u>A種優先株式の転換を請求し得べき期間（以下「転換請求期間」という。）は、平成18年10月1日から平成28年3月31日までとする。</u></p> <p>②転換の条件</p> <p><u>(ア)当初転換価額</u></p> <p><u>当初転換価額は、100円とする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

<p>(イ)転換価額の調整</p> <p>(a)以下の(i)ないし(iv)のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)により調整し、以下の(v)に該当する場合には、転換価額を(v)に定めるところに従い調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その少数第1位を切り上げる。</p> <p>調整後転換価額＝  調整前転換価額×{(既発行普通株式数－自己株式数)＋新規発行普通株式数×1株あたりの払込金額／1株あたりの時価}  ／{(既発行普通株式数－自己株式数)＋新規発行普通株式数}</p>	<p>(削除)</p>
---	-------------

<p>(i) 転換価額調整式に使用する時価を下回る金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式（以下、「自己株式」という。）を処分する場合（無償割当ての場合を含むが、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(イ)において同じ。）の取得による場合または普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。）</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。無償割当ての場合にはその効力が生じる日。以下本(a)において同じ。）の翌日以降、または株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（無償割当てにかかる基準日を定めた場合には当該基準日。）（以下、「株主割当日」という。）がある場合はその日の翌日以降これを適用する。なお、自己株式の処分の場合には、転換価額調整式における「新規発行普通株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たりの払込金額」は「1株当たりの処分価額」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。</p> <p>(ii) 株式の分割をする場合</p> <p>調整後の転換価額は、株式の分割にかかる基準日の翌日以降これを適用する。なお、この場合、転換価額調整式における「(既発行普通株式数－自己株式数)」は「既発行普通株式数」、「新規発行普通株式数」は「株式の分割により増加する普通株式数」とそれぞれ読み替える。</p>	<p>(削除)</p>
---	-------------

<p>ただし、分配可能額から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割をする旨取締役会で決議する場合であり、かつ当該分配可能額の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株主の分割にかかる基準日とする場合には、調整後の転換価額は、当該分配可能額の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。なお、上記但書の場合において、株式分割にかかる基準日の翌日から当該分配可能額の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換を請求した者に対しては、次の算出方法により、当会社の普通株式を発行する。</p> <p>株式数＝  (調整前転換価額－調整後転換価額)  × (調整前転換価額をもって転換により  当該期間内に発行された株式数)  ／調整後転換価額</p>	<p>(削除)</p>
--	-------------

<p><u>(iii) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当会社に対して取得を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行もしくは処分する場合（無償割当ての場合を含む。）、または権利行使により転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式又は普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式その他の証券もしくは当会社に対して取得を請求できる株式その他の証券の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）調整後の転換価額は、かかる株式、新株予約権もしくはその他の証券の払込期日（新株予約権の場合は割当日。以下本(a)において同じ）に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本(a)において同じ。）に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式、新株予約権、またはその他の証券の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、その払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて既発行の普通株式数に算入される（下記(iv)も同様とする。）。</u></p>	<p>(削除)</p>
--	-------------

(iv) 普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式その他の証券もしくは当会社に対して取得を請求できる株式その他の証券の交付を受けることができる新株予約権または普通株式を目的とする新株予約権であって、取得の価額または新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額がかかる新株予約権の割当日において確定しておらず後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）の価額を基準として確定されるものを発行（無償割当ての場合を含む。）した場合において、決定された取得の価額または新株予約権の行使に際して出資される財産の1株あたりの価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する当該株式の全てが転換または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、価額決定日の翌日以降これを適用する。

(v) 普通株式の併合をするときは、株式の併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

調整後転換価額＝  
調整前転換価額×併合前発行済普通株式数／併合後発行済普通株式数

(削除)

<p><u>(b)上記(a)に掲げる場合のほか、合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転または会社の分割等その他普通株式の発行済株式数の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生じる事由の発生により、転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が合理的と判断する転換価額に調整する。</u></p> <p><u>(c)転換価額調整式に使用する1株あたりの時価とは、調整後転換価額を適用する日（但し、上記(a)(ii)但書の場合には当該基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示がある場合は気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(a)または(b)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、上記(a)または(b)に準じて取締役会が合理的と判断する値に調整される。</u></p> <p><u>(d)転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、もしくは株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
---	-------------

<p><u>(e) 転換価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。</u></p> <p><u>(i) 上記(a)(i)の転換価額調整式で使用する時価を下回る金額をもって普通株式を発行または自己株式を処分する場合(普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権の取得による場合または普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。)には、当該払込金額または処分価額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額)。なお、当該普通株式を無償割当てする場合には0円とする。</u></p> <p><u>(ii) 上記(a)(ii)の株式の分割をする場合は0円</u></p> <p><u>(iii) 上記(a)(iii)の転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当会社に対して取得を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行もしくは処分する場合(無償割当ての場合を含む。)、または上記(a)(iii)で定める内容の新株予約権を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)は、当該取得の価額または当該新株予約権の行使に際して出資される財産の1株あたりの価額</u></p> <p><u>(iv) 上記(a)(iv)の場合は、価額決定日に決定された取得の価額または新株予約権の行使に際して出資される財産の1株あたりの価額</u></p> <p><u>(f) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</u></p>	<p>(削除)</p>
---	-------------



<p>③転換により交付すべき普通株式数  <u>転換により交付すべき普通株式数＝</u>  <u>A種優先株主が転換請求のために提出し</u>  <u>たA種優先株式の発行価額の総額</u>  <u>／転換価額</u>  <u>転換により交付すべき普通株式数の算出</u>  <u>にあたっては、1株に満たない端数が生</u>  <u>じたときは、これを切り捨てる。</u></p>	(削除)
<p style="text-align: center;">現 行 定 款</p>	<p style="text-align: center;">変 更 定 款 案</p>
<p>第10条の6 (一斉転換条項)  <u>当会社は、転換請求期間中に転換請求の</u>  <u>なかったA種優先株式を、同期間の末日</u>  <u>の翌日 (以下、「一斉転換基準日」とい</u>  <u>う。)</u> <u>をもって、A種優先株式1株の払</u>  <u>込金額相当額を、一斉転換基準日におい</u>  <u>て有効な転換価額で除して得られる数の</u>  <u>普通株式と引換えに取得する。</u>  <u>上記の普通株式の数の算出に当たって、</u>  <u>1株に満たない端数が生じたときは、会</u>  <u>社法第234条に従いこれを取り扱う。</u></p>	<p>(削除)  (削除)</p>
<p style="text-align: center;">現 行 定 款</p>	<p style="text-align: center;">変 更 定 款 案</p>
<p>第10条の7 (株式の併合または分割、募集株式の割当て等)  <u>当会社は、A種優先株式について株式の</u>  <u>併合または分割を行わない。また、当会</u>  <u>社は、A種優先株主に対し、募集株式ま</u>  <u>たは募集新株予約権の割当てを受ける権</u>  <u>利を与えず、また株式無償割当てまたは</u>  <u>新株予約権無償割当ては行わない。</u></p>	<p>(削除)  (削除)</p>
<p style="text-align: center;">現 行 定 款</p>	<p style="text-align: center;">変 更 定 款 案</p>
<p>第16条の2 (種類株主総会)  <u>第13条および前条 (第16条) の規定は、</u>  <u>種類株主総会についてこれを準用する。</u></p>	<p>(削除)  (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第27条（取締役の責任免除）</p> <p>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第27条（取締役の責任免除）</p> <p>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等を除く）</u>との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第35条（監査役の責任免除）</p> <p>(2) 当社は、会社法第427条の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第35条（監査役の責任免除）</p> <p>(2) 当社は、会社法第427条の規定により、<u>監査役</u>との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

## 第2号議案 取締役6名選任の件

現任取締役6名は、本定時株主総会終結の時をもってその任期が満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数 (普通株式)
1	よしだ ひでとし 吉田 秀俊 (昭和31年11月20日生)	昭和55年4月 日本ビクター(株)(現、(株)JVCケンウッド)入社 平成18年6月 同社取締役 平成20年6月 同社常務取締役 平成20年10月 同社代表取締役社長 平成21年6月 JVC・ケンウッド・ホールディングス(株)(現、(株)JVCケンウッド)取締役 平成23年1月 オプトレックス(株)取締役副社長執行役員兼営業本部長 平成24年2月 当社入社(顧問) 平成24年3月 当社代表取締役社長執行役員(現在)	74,000株
2	あんどう まさなお 安藤 正直 (昭和31年3月29日生)	昭和53年12月 当社入社 平成7年3月 当社管理部経理グループ主査 平成7年8月 ELNA PCB(M)SDN. BHD. 出向 平成9年8月 当社社長室経理グループリーダー 平成20年1月 当社経営企画部長 平成20年7月 当社執行役員 平成21年3月 当社取締役(現在) 平成21年6月 ELNA PCB(M)SDN. BHD. 取締役(現在) 平成23年1月 当社上席執行役員(現在) 当社プリント回路事業本部副本部長(現在) 平成26年4月 当社財務経理部長(現在)	71,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数 (普通株式)
3	たたい とくお 多田 井 督 雄 (昭和36年10月15日生)	昭和59年3月 エルナーいわき(株)入社 平成12年7月 当社に転籍 平成20年1月 当社コンデンサ事業本部事業戦略部長 平成20年12月 当社コンデンサ事業本部マーケティング統括部長兼販売戦略部長 平成21年2月 当社コンデンサ事業本部営業統括部長 平成22年4月 ELNA ELECTRONICS(S) PTE. LTD. 代表取締役 (現在) 平成23年1月 当社執行役員コンデンサ事業本部副本部長 平成24年1月 当社上席執行役員コンデンサ事業本部長 (現在) TANIN ELNA CO., LTD. 代表取締役 (現在) 平成24年3月 当社取締役 (現在) 平成25年7月 ELNA-SONIC SDN. BHD. 取締役 (現在)	40,000株
4	むらた けんいちろう 村 田 健 一 郎 (昭和30年1月23日生)	昭和54年4月 (株)日本興業銀行 (現、(株)みずほ銀行) 入行 平成13年3月 同行国際融資部副部長 平成14年4月 (株)みずほコーポレート銀行 (現、(株)みずほ銀行) 国際営業部次長 平成16年4月 第一化成(株)取締役常務執行役員管理本部長 平成18年7月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)入社 (株)すみや取締役執行役員財務部長 (出向) 平成23年1月 オプトレックス(株)取締役執行役員経営企画室長 平成24年3月 当社入社 平成24年6月 当社執行役員管理部長 平成25年9月 エルナーエナジー(株)代表取締役社長 (現在) 平成26年4月 当社執行役員経営企画部長 平成27年3月 当社取締役執行役員経営企画部長 (現在)	17,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数 (普通株式)
5	ふくだ ともみつ 福田 智光 (昭和39年11月26日生)	平成2年4月 太陽誘電㈱入社 平成14年4月 同社経営管理グループ経営管理部課長 平成19年4月 同社経営本部経営管理部部長 平成25年10月 同社執行役員経営企画本部経営戦略室室長 (現在) 平成27年3月 当社取締役 (現在)	0株
6	しのはら ひでみ 篠原 英美 (昭和25年8月29日生)	昭和49年4月 三井物産㈱入社 平成6年4月 同社本店法務部法務第一室長 平成15年5月 同社本店法務部法務第四室長 平成17年11月 同社検査役 平成22年6月 三井物産プラントシステム㈱常勤監査役 平成26年6月 同社常勤監査役を退任 平成27年3月 当社取締役 (現在)	2,000株

- (注) ①取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ②候補者福田智光、篠原英美の両氏は社外取締役候補者であります。福田氏は、当社の筆頭株主である太陽誘電株式会社の従業員であり、同社の豊富な電子製品製造販売ノウハウを活かし当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営改革を一層推進できるものと考え、候補者として選任しております。福田氏の就任期間は本定時株主総会終結の時をもって約1年であります。篠原氏は、三井物産株式会社において法務部室長、検査役等の重職を歴任されております。篠原氏からは、国際的な法務実務やコンプライアンスにおける豊富な知見を活かし、当社の経営全般に助言いただけるものと考え、候補者として選任しております。篠原氏の就任期間は本定時株主総会終結の時をもって約1年であります。
- ③候補者福田智光、篠原英美の両氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の責任限定契約を締結しております。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

現任監査役木村公彦、園田了詳の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数 (普通株式)
1	くわじま たかし 桑島 孝 (昭和27年4月29日生)	昭和50年4月 東光㈱入社 平成10年4月 同社欧州全域現地統括 平成18年7月 同社執行役員半導体事業センター長 平成20年6月 同社取締役商品本部副本部長 平成23年8月 同社取締役経営企画センター及び品質保証センター担当 平成24年7月 同社取締役常務執行役員営業センター担当 平成27年3月 同社常任顧問（平成28年3月退任予定）	0株
2	そのだ りょうしょう 園田了詳 (昭和25年11月15日生)	昭和48年3月 当社入社 平成5年10月 当社コンデンサ関東支店東北営業所長 平成10年10月 当社コンデンサ事業本部技術統括部技術開発グループリーダー 平成16年11月 当社コンデンサ事業本部副営業統括部長兼海外営業第一部長 平成17年8月 当社管理統括部長 平成19年1月 当社内部監査室長 平成26年3月 当社補欠監査役 平成26年6月 当社常勤監査役 平成27年3月 当社監査役（現在）	4,000株

(注) ①監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

②候補者桑島 孝氏は社外監査役候補者であります。

③候補者桑島 孝氏は、東光株式会社において取締役常務執行役員等の重職を歴任され、海外事業や経営企画、品質保証も含めた豊富な経験と見識により社外監査役として客観的な立場から公正な監査をしていただけるものと考え、候補者として選任しております。

④候補者桑島 孝、園田了詳の両氏が監査役に就任する場合には、当社は両氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の責任限定契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

現任補欠監査役1名は本定時株主総会開始の時をもってその選任の効力が終了しますので、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数 (普通株式)
ひぐち おさむ 種口 収 (昭和35年5月31日生)	平成3年4月 弁護士登録 平成16年1月 敬和総合法律事務所設立 パートナー就任(現在) 平成18年4月 ㈱キャピタルメディカ監査役 平成20年6月 ㈱大泉製作所監査役 平成21年6月 日本水産㈱補欠監査役 平成25年6月 同社監査役(現在) 平成27年3月 当社補欠監査役(現在)	0株

(注) ①補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

②候補者は社外補欠監査役候補者であります。

③候補者は、弁護士としての企業法務における豊富な経験と見識により、社外補欠監査役として客観的な立場から公正な監査をしていただけるものと考え、候補者として選任しております。

④候補者が監査役に就任する場合には、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の責任限定契約を締結する予定であります。

#### 第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役を退任されます木村公彦氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準にしたがい相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的な金額、時期、支給方法につきましては監査役の協議にご一任いただきたいと思います。

木村公彦氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
きむら きみひこ 木村 公彦	平成25年3月 当社監査役(現在)

以上

# 会場ご案内図

会場 新横浜国際ホテル・マナーハウス南館 2階「チャーター」  
横浜市港北区新横浜三丁目7番地8  
電話 045(473)1311

もよりの駅 JR（新幹線・横浜線）新横浜駅より徒歩3分  
横浜市営地下鉄新横浜駅 7番出口より徒歩1分

会場付近略図

